

育児休業支援手当金請求書

		※ 決 定 額		円	
組 合 員 等	記 号	〇〇〇	組 合 員 氏 名	共 済 一 郎	
	番 号	〇〇〇	生 年 月 日	昭和 平成 〇 年 〇 月 〇 日	
標 準 報 酬 月 額			第 21 等級	育 児 休 業 に 係 る 組 合 員 の 産 後 休 業 の 取 得 の 有 無	
			280,000	円	
育 児 休 業 に 係 る 子 の 出 産 予 定 日			令和 〇 年 4 月 5 日	組 合 員 の 同 一 の 育 児 休 業 に つ い て 雇 用 保 険 に つ い て 規 定 休 業 支 援 給 付 金 の 支 給 の 有 無	
育 児 休 業 に 係 る 子 の 生 年 月 日			令和 〇 年 4 月 5 日	有 ・ 無	
育 児 休 業 期 間			令和 〇 年 4 月 10 日 ～ 令和 〇 年 4 月 30 日		
育 児 休 業 支 援 手 当 金 請 求 期 間			令和 〇 年 4 月 10 日 ～ 令和 〇 年 4 月 30 日		
配 偶 者 の 雇 用 保 険 の 加 入 状 況			加入している ・ 加入していない		
配 偶 者 の 職 (公 務 員 の 場 合)			国家公務員 ・ 地方公務員		
配偶者の状態(該当する番号を○で囲み、7の場合は理由も記載してください。該当する番号によって添付する確認書類が異なります。)					
1 配偶者がいない 2 配偶者が組合員の子と親子関係がない 3 組合員が配偶者から暴力を受け別居中 4 配偶者が無業者 5 配偶者が就労しているが雇用される労働者ではない(自営業者・フリーランス等) 6 配偶者が産後休業中 7 1～6以外の理由で配偶者が育児休業等をする事ができない(注1) 理由 []					
配 偶 者 の 育 児 休 業 期 間 (注 2)			(令和 〇 年 6 月 1 日 ～ 令和 〇 年 4 月 4 日)		
上記のとおり請求します。 愛媛県市町村職員共済組合理事長 様 令和 〇 年 5 月 15 日 住 所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇ー〇 請 求 者 氏 名 共 済 一 郎					
上記の記載事項に誤りがないことを確認しました。 令和 〇 年 5 月 16 日 職 名 〇〇市長 所属機関の長 氏 名 〇〇 〇〇					

※印欄は、記入しないでください。

※ 育児休業支援手当金計算書	
1 標準報酬の日額 標準報酬月額 × 1/22 円 × 1/22 = 円 … (A) (標準報酬月額) (10円未満四捨五入)	
2 育児休業支援手当金の日額 ・ 標準報酬日額 (A) × 手当金率 (13/100) 円 × 13/100 = 円 … (B) (円未満切捨て) ・ 雇用保険法第17条第4項第2号ハに定める額に相当する額(当該額が同法第18条の 規定により変更された場合には、当該変更された後の額) × 30 × 13/100 × 1/22 円 × 30 × 13/100 × 1/22 = 円 … (B') (円未満切捨て)	
3 育児休業支援手当金支給日数 日 … (C)	
4 育児休業支援手当金額 給付日額 (B) × 日数 (C) ※ (B) ≥ (B') の場合は、(B') × (C) = 円	

- (注1) 配偶者が育児休業等をする事ができない理由として、以下①～④のいずれかに該当する場合は支給対象となります。
- ① 配偶者が日々雇用される者である場合
 - ② 配偶者が期間を定めて雇用される者であって、その養育する子の出生の日(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該
出産予定日)から起算して5 6日を経過する日の翌日から6月を経過する日までに、その労働契約が満了することが明らかである場合
 - ③ 配偶者が、その雇用する事業主と当該配偶者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合であるときはその労働組合、
その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、配偶者育児
休業等をする事ができないものとして定められた労働者に該当する場合であって、その雇用する事業主にその配偶者育児休業等の
申出を拒まれた場合
 - ④ その他子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間内において当該子を養育するための休業をする事ができな
いことについてやむを得ない理由があるとして組合が認める場合
組合が認める場合とは
 - i) 配偶者が公務員であって育児休業の請求に対して任命権者から育児休業が承認されなかった場合
 - ii) 配偶者が雇用保険適用事業に雇用されるが、一般被保険者・高年齢被保険者でない場合(週所定労働時間が2 0時間未満である者、
昼間学生、短期雇用特例被保険者等)なお、公務員であって共済組合の組合員である場合を除く。
 - iii) 配偶者が雇用保険の一般被保険者・高年齢被保険者であるが、育児休業給付の受給資格がない場合
 - iv) 配偶者の勤務先の出生時育児休業または育児休業が有給の休業であるため、配偶者が出生時育児休業給付金が支給される休業または
育児休業給付金が支給される休業ができない場合(賃金が支払われていなければ出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給
要件を満たす休業を、子の出生の日から起算して5 6日を経過する日の翌日までの期間内に通算して1 4日以上取得している場合に
限る。)
- (注2) 出生日から起算して5 6日を経過する日の翌日までに1 4日以上取得している必要があります。

- [記載にあたっての留意事項]
- 1 育児休業手当金請求書と併せて育児休業支援手当金請求書を提出する場合は、育児休業手当金請求書に記載した事項と同一の事項につい
ては、育児休業支援手当金請求書への記載を省略することができます。(「組合員氏名」、「組合員等記号・番号」及び「所属機関名・所
在地」を除く。)
 - 2 必要事項を記載し、所属機関の長を経由して、共済組合に提出してください。

- [添付書類]
- 1 育児休業に関する所属機関の長の証明書(育児休業の承認書・承認請求書・辞令の写し等)を添付してください。
 - 2 配偶者が「当該育児休業等に係る子について配偶者育児休業等をしたとき(当該配偶者が当該子の出生の日から起算して5 6日を経過する
日の翌日までの期間内にした配偶者育児休業等の日数が通算して1 4日以上であるときに限る。)」または「配偶者育児休業等の要件を課さ
ない場合」に該当することを証明する書類を添付してください。なお、組合員の配偶者が当該育児休業に係る子を出産している場合(組合員
が父親、かつ、当該子が養子でない場合)は、配偶者が当該子の出生の翌日から起算して5 6日を経過する日まで配偶者育児休業等をするこ
とができず、配偶者育児休業等を要件としない場合に該当することから、「配偶者の状態」欄の該当する番号にかかわらず、母子健康手帳
(出生届出済証明のページ)または医師の診断書(分娩(出産)予定日証明書)の写しを提出することで確認書類を省略することができます。
 - 3 添付書類については、育児休業掛金免除申出書または育児休業手当金請求書を提出した書類と同一の事実を証明する書類の提出は省略で
きます。